

あなたの介護保険料を確認しましょう

筑西市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **64,800円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、10段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.30	19,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50	32,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.70	45,400円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.90	58,300円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	64,800円(基準額)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	77,700円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	84,200円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	97,200円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.70	110,100円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 × 1.80	116,600円

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得のない方や他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得及び年金収入に係る雑所得は含みません。

●公費による低所得者(第1段階から第3段階)の保険料軽減は、国が定める軽減の範囲内で保険者が定めます。

●税制が改正され、給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度においては合計所得金額等が調整されるため、この税制改正による影響で介護保険料の所得段階が上がり、負担が増えてしまうことはありません。

●障害者手帳等の交付を受けていない方で、介護保険の要介護(要支援)認定により、所得税や市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。